

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う乳幼児健康診査(集団健診)の対応について

種別	区	現行 ～3月	感染拡大防止のため 集団健診を休止		休止期間 の救済措置		収束後 (現行に復帰)
			4月	5月	6月	7月～	
1.6歳	全区	集団	休止		個別 (4月以降の対象者)		集団
3歳	5区	個別					
	浜北・天竜	集団	休止		個別 (4月以降の対象者)		集団

種別	区	現行 ～3月	感染拡大防止のため 集団健診を休止				収束後 (現行に復帰)
			4月	5月	6月	7月～	
1.6歳	全区	集団	休止(対応協議中)				集団
3歳	5区	歯科のみ集団 (3月から中止)	休止(対応協議中)				集団
	浜北・天竜	集団	休止(対応協議中)				集団

参考：法的根拠 母子保健法 第12条

- ・1歳6か月児健診：満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- ・3歳児健診：満3歳を超え満4歳に達しない幼児